

「八王子市地域福祉計画」の改定について

1. 趣旨

現行の「第 2 期地域福祉計画」が平成 29 年度に計画期間を終了するため、今後の展開について福祉政策課としての案を示すもの

2. 「地域福祉計画」の改定

第 2 期地域福祉計画

◆八王子市における位置付け（現計画） … 図①

地域福祉計画は、基本構想・基本計画が示す市のまちづくりの方針に基づき、“福祉のまちづくり”について市の考え方を示す分野別個別計画。

地域福祉計画は、福祉に関する対象者別計画を包含する理念や、協働して支えあうしくみを示す。

基本構想・基本計画 「八王子ビジョン2022」（平成 25 年度～平成 34 年度）

人とひと、人と自然が響き合い、

みんなで幸せを紡ぐまち はちおうじ

都市像① みんなで担う公共と協働のまち

都市像② 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

都市像③ 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

都市像④ 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

都市像⑤ 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

都市像⑥ 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第 2 期地域福祉計画 （平成 25 年度～平成 29 年度）

目標 **だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、
元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり**

視点① 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

視点② 地域の相談・支援体制の充実

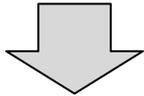
視点③ 地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり

視点④ 地域で支えあう人材の育成・支援

視点⑤ 地域で支えあうしくみの充実

現行の計画での取組

- ・ 地域福祉 地域福祉推進拠点の整備（社協）
- ・ 高齢者福祉 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害者福祉 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 児童福祉 地域をつなげる子育て拠点づくりの推進 など



改定 第 3 期計画へ

地域福祉は福祉施策の土台となるものであり、その必要性は増していることから、現計画を改定し事業を継続していく。

3. 次期計画について

(1) 法的な位置付け

社会福祉法 第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画期間

平成 30 年度～平成 34 年度（5 年間）

(3) 計画の目標

現基本構想・基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）の方針に沿った上記第 2 期地域福祉計画の目標を継続

だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、
元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり

(4) 今後の策定スケジュール

別紙のとおり